

Jヴィレッジ賑わい創出連携事業 公募型プロポーザル募集要領

この要領は、Jヴィレッジ賑わい創出連携事業において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものです。

1 事業の目的

Jヴィレッジで開催される各種大会等（以下「各種大会」という。）と連携し、賑わいを創出する取組（以下「サイドイベント」という。）を行うことで、相乗効果を生み出し、誘客促進と交流人口の拡大を図るとともに、スポーツへの応援を通じ、互いをたたえるリスク精神及び応援文化の醸成につなげる。

また、各種大会主催者等との連携により、盛り上げや機運醸成を図るとともに、県政150周年を記念した賑やかしによる県全体の活性化につなげる。

2 業務の概要

（1）業務名称

Jヴィレッジ賑わい創出連携事業業務

（2）業務受託者の選定方法

公募型プロポーザル方式

（3）業務委託の内容

別紙「Jヴィレッジ賑わい創出連携事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（4）業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

3 提案価格上限額

11,914,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 プロポーザルに係る参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。

（2）本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
(国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをし

た者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（5）県税を滞納している者でないこと。

（6）消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 スケジュール

（1）質問書の受付期限

令和8年2月17日（火） 17時（必着）

（2）質問に対する回答予定日

令和8年2月20日（金）

（3）参加申込書の提出期限

令和8年2月25日（水） 17時（必着）

（4）参加資格確認結果の通知予定日

令和8年2月27日（金）

（5）企画提案書等の提出期限

令和8年3月9日（月） 17時（必着）

（6）審査結果の通知予定日

令和8年3月19日（木）

（7）契約締結予定日

令和8年4月1日（水）

6 質問の受付

（1）受付期間

令和8年2月9日（月）～令和8年2月17日（火） 17時まで（必着）

（2）提出方法

質問書（様式1）により、問い合わせ先に電子メールにより提出してください（※電話による質問の受付は行いません）。

電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

件名を「【質問書】Jヴィレッジ賑わい創出連携事業」としてください。

（3）回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年2月20日（金）までに福島県企画調整部エネルギー課（以下、「エネルギー課」という。）のホームページに隨時掲載する予定です。

7 参加申込書の提出

（1）提出期限

令和8年2月25日（水） 17時まで（必着）

（2）提出方法

郵送又は持参により問い合わせ先に提出してください。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時00分です。

（3）提出書類（各1部）

ア 参加申込書（様式3）

イ 参加資格を確認するための書類

・過去2年間における本業務に類似する受託業務契約実績一覧（3件以上記載すること）

※業務名、契約期間、契約金額、契約先を記載すること。

・上記一覧の内容が確認できる書類（契約書及び仕様書）等

・会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等

・法人登記簿の写し（参加申込日の3か月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

・暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式4）

8 企画提案書等の提出

（1）提出期限

令和8年3月9日（月） 17時まで（必着）

（2）提出方法

郵送又は持参により問い合わせ先に提出してください。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時00分です。

(3) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル提出書類送付書（様式5）（1部）
- イ 業務内容に関する企画提案書（任意様式）（7部）
- ウ 会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等（7部）

(4) 企画提案書の内容（A4判、カラーハーフ面印刷）

企画提案書には仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実、さらにはより効果的に遂行するために、仕様書に記載している事業目的やコンセプト、概要、業務内容を踏まえた提案を記載するとともに、次の事項を盛り込んだ提案としてください。

- ア 全体概要（連携する各種大会の名称・主催団体・日程・内容、年間スケジュール、会場レイアウトイメージ、企画案の効果、各種大会における目標来場者数）
- イ 事業の目的、目標を達成するための、具体的な方策（サイドイベントの内容、集客方法）
- ウ 県内外からの誘客を図るための効果的なプロモーション
- エ 契約期間中の工程表
- オ 業務実施体制、参加者の安全管理
- カ 事業経費積算書（任意様式）
- キ 団体概要（参考様式又は任意様式）
- ク 過去2年間における本業務に類似する受託業務契約実績一覧（3件以上記載すること）
※業務名、契約期間、契約金額、契約先を記載すること。
- ケ その他企画提案をするのに必要となる内容

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 本実施要領に示す条件、参加資格に違反した場合。
 - イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
 - ウ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
 - エ 事業経費積算書の金額が上記3に記載した上限額を超過している場合。
 - オ 契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故等、やむを得ない事情があり、かつ同等の業務実施体制を構築できると認められる場合は除く。
 - カ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（提案書に参加資格等の確認のための書類が添付されていない場合を含む。）。

なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けません（特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達の記録を有しませんので御注意ください。）。

- キ 企画提案書を出した者が、プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提

案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者である場合。その他、審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

ク 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。

ケ その他本募集要領又は福島県が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合。

（2）辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出してください。

（3）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とします。

（4）その他

ア 参加者は、提案書等の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができます。

ウ 提出された提案書等は、返却しません。

エ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとします。

オ 提出された提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

10 提案書の評価基準

提案書の評価項目及び評価基準は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおりです。

11 提案書の審査及び委託候補者の選定

（1）審査方法

提出された企画提案書について、審査委員が審査基準に基づく書面審査を行い、最も総合点数が高かった者を委託候補者、次に高かった者を次点として選定します。審査は非公開で行います。

（2）書面審査

参加者全ての提案書の内容について、審査委員による書面審査を実施します。上述10に定める評価基準に基づき、審査委員が評価採点を行い、その点数を合計する方法により算出した総合得点により、委託候補者及び次点を選定します。

なお、審査委員が審査した評点の合計点の6割を最低基準点とし、合計点が最低基準点に満たない提案者は委託候補者としません。

書面審査の結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知します。

（3）その他

プロポーザル参加者は、審査結果の通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、自己及び最優秀者の総得点の開示を書面により求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

12 契約の締結等

（1）業務変更・中止

本業務は、令和8年度当初予算により執行するものであることから、今後の福島県議会での審議及び交付金決定等により変更・中止となる場合があります。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託予定者に損害が生じても、その損害について県は一切負担しない。

（2）仕様書の協議等

選定した委託候補者と福島県が協議し、委託候補者から提案された内容を反映させて仕様を確定し、契約を締結します。

※プロポーザルにおける提案内容がそのまま仕様に反映されるものではないことを十分に御承知おきください。

（3）契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を微取り決します。なお、見積金額は提案価格上限額を超えないものとします。

（4）契約保証金について

業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（5）契約に関する条件等

仕様書に定めるとおり。

（6）その他

ア 委託候補者とは、随意契約により手続きを進めていくこととなります。もし、上述9（1）の失格条項に該当する場合（提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行いません。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とします。

イ 委託候補者と福島県との間で行う協議が整わない場合、委託候補者から改めて微取した見積書が上限額を超えている場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、次点の者を委託候補者とします。

13 問い合わせ先

福島県企画調整部エネルギー課（担当：副主査 高野、主事 秋山）

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

電話：024-521-7116

FAX：024-521-7912

E-mail:energy@pref.fukushima.lg.jp

H P : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/20260209.html>

※募集要領等の電子データについては、エネルギー課のホームページからダウンロードしてください。

(別表)

プロポーザル評価項目及び評価基準

番号	評価項目	評価基準	評価(A)	傾斜配分(B)	配点A×B	計	特筆すべき点
1	企画全体概要の把握	①本委託業務の目的の理解度 ②仕様書記載事項（業務内容）の反映度	5・4・3・ 2・1	×3	15		
2	企画提案	①集客力のある魅力的な内容 ②リスペクト精神、応援文化を醸成する内容 ③県政150周年を記念した取組内容	5・4・3・ 2・1	×5	25		
3	広報	①連携する各種大会に合わせたターゲット設定 ②ターゲット層の取り込みのための効果的な情報発信方法	5・4・3・ 2・1	×4	20		
4	各種大会との連携	①連携する各種大会との相乗効果を生み出せる取組内容 ②連携する各種大会主催者等との連絡体制	5・4・3・ 2・1	×5	25		
5	業務実施体制及び参加者の安全管理	①人員配置の適切性 ②業務実施工程、管理体制の適切性 ③悪天候時の想定	5・4・3・ 2・1	×3	15		
				合計	100		